

○広島修道大学長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学学則（以下、「学則」という。）第4条の2第2項の規定に基づき、広島修道大学長期履修学生（以下、「長期履修学生」という。）に関して定める。

(定義)

第2条 長期履修学生とは、広島修道大学入学試験及び入学手続きに関する細則第2条第1項第8号に規定する特別（社会人）選抜（以下、「社会人選抜」という。）により入学した者のうち、職業を有しているなどの事情により、4年の修業年限を超えて当該学部の教育課程を計画的に履修し卒業することを希望し、その計画的履修を許可された者をいう。

(手続)

第3条 長期履修学生を希望する者は、長期履修学生願を社会人選抜の出願手続書類に添えて提出しなければならない。

(許可)

第4条 長期履修学生としての許可は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

(修業年限)

第5条 長期履修学生の修業年限は、5年、6年、7年又は8年とし、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

(修業年限の短縮)

第6条 修業年限の短縮は、年度単位の短縮とし、1度に限り願い出ることができる。ただし、5年よりも短縮することはできない。

2 修業年限の短縮を希望する場合は、卒業を希望する年度の前年度9月末日までに、長期履修学生修業年限短縮願を提出しなければならない。

3 修業年限の短縮の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

(在学年限)

第7条 長期履修学生の在学年限は、8年とし、これを超えることはできない。

(休学)

第8条 長期履修学生の休学期間は、学則第29条の定めるところによる。

(履修計画)

第9条 長期履修学生は、指定された指導教員の履修指導に基づき、履修計画をたてるものとする。

(転部、転科、転専攻)

第10条 長期履修学生は、転部、転科及び転専攻を志願することはできない。

(その他必要事項)

第11条 その他長期履修学生に関する必要事項は、当該学部教授会において定める。

(事務担当)

第12条 この規程に関する事務は、教学センターが担当する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2009年3月24日に制定し、2010年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 3 この規程は、2015年9月3日に第12条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 4 この規程は、2020年1月8日に第2条及び第3条を改正し、2020年4月1日から施行する。